

# シンポジウム 一人ひとりが大事にされる新たな災害復興法

— 復興施策策定への市民参画を目指して —

**日時** 2015年5月2日(土) 14:00~15:30

**会場** TKP 仙台ガーデンシティ仙台 ホール B-1

(住所：仙台市青葉区中央 1-3-1 AER21 階)

**主催** 一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会

**後援** 一般社団法人パーソナルサポートセンター



現在の災害対応法制では被災者一人ひとりが大事にされていない。

たとえば、仮設住宅の供給、仮設での生活、みなし仮設住宅の期限、全国の避難者の対応の格差、家屋の補修、自力再建、公営住宅の入居や退去など、災害の後の「住まい」についての施策はとても複雑で、また隙間だらけで、しかも被災者の視点に立っていない。東日本大震災のような大規模災害、原発事故という前例のない特殊な災害、そして阪神淡路大震災のような長期間が過ぎた後の被災者対応について、いま我が国は無策である。

被災者にとって「暮らし」がすべての前提だ。ところが現在の法制度は、住家の被害状況だけを指標にして硬直的に対応している。そのため、本当に生活に困っている被災者が救われず、世帯内の問題（多世代同居やDV被害者など）はより複雑な事態となり、生業の再建は冷遇され、震災をきっかけに経済的な困窮に陥った人々を救う手立てが無い。これでは、一人ひとりの被災者に平等に人権が保障されているとは言い難い。

こうした問題を解決するには、第1に被災者の「住まい」を保障する基本法が必要だ。第2に、被災者の「暮らし」を支える全ての要素（命、健康、生活、仕事、資金、学習、環境、文化等）について、これを保障する具体的な制度が必要だ。このシンポジウムを被災地に恵沢を届けさせる「一人ひとりが大事にされる災害復興法」の制度化に向けた第一歩としたい。

## プログラム

### ■ 基調講演

「一人ひとりが大事にされる  
災害復興法を目指して（仮称）」  
弁護士 津久井 進

### ■ 当事者報告

#### 津久井 進 氏プロフィール

昭和 44 年憲法記念日生まれ。弁護士。1993 年神戸大学法学部卒業。1995 年弁護士登録。

弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所代表社員。民事・刑事・家事など幅広い分野で弁護士活動をするほか、災害復興の制度改善や被災者に対する法的支援に取り組む。

日本弁護士連合会災害復興支援委員会副委員長、阪神・淡路まちづくり支援機構事務局長、関西学院大学災害復興研究所研究員、兵庫県震災復興研究センター監事、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン監事、特定非営利活動法人しみん基金・こうべ審査員、公益財団法人ひょうごコミュニティ財団監事、福島大学大学院東京サテライト非常勤講師ほか。主な著書「Q&A 被災者生活再建支援法」（商事法務）、「大災害と法」（岩波新書）等多数。